

なら工芸館有効活用に向けてのサウンディング型市場調査についてのFAQ

No.	質問内容
1	<p>なら工芸館の図面及び所有している備品のリストが欲しいです。</p> <p>データ量が大きいため、現地説明会申込書もしくはエントリーシートを提出いただいた事業者に対して別途送付いたします。図面及び備品のリストを希望する旨代表アドレス（sangyoseisaku@city.nara.lg.jp）までご連絡ください。</p>
2	<p>毎年実施されているイベント等がありますか。</p> <p>指定管理事業として、奈良工芸フェスティバルを毎年10月下旬～11月上旬の日程で開催しています。本イベントは、工芸フェスティバル実行委員会という工芸作家の方等で構成された委員会＋指定管理者で準備・実施していただいております。</p>
3	<p>指定管理者が市の指定事業および自主事業を実施する際に、施設利用料金は免除されますか。</p> <p>【回答】販売に関しては、面積に応じた施設使用料を年度初めに一括でいただきます。その他の自主事業については原則免除の形をとっております。</p>
4	<p>自主事業の実施にかかる経費に指定管理料を充てることはできますか。</p> <p>【回答】自主事業の実施にかかる経費に指定管理料を充てることは、現在はしていません。</p>
5	<p>各業務における責任者をさだめる上で、基準はありますか。</p> <p>【回答】具体的な基準についてはありません。しかし、施設の円滑な運営業務を遂行していただける方（常勤）を選任いただく必要があります。</p>
6	<p>業務の実施にあたって、一部業務の再委託は可能ですか。</p> <p>【回答】原則、管理運営業務の全部又は一部について第三者に再委託することは禁止しています。但し、あらかじめ市長の書面による承諾を得たときは認める場合もあります。</p>
7	<p>ネーミングライツなど、民間事業者の公募を独自に行うことは可能ですか。</p> <p>【回答】可能です。ネーミングライツに関しては、「奈良市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に準じます。</p>
8	<p>イベント実施等のため、休館日に特別営業を行うことはできますか。</p> <p>【回答】事前に書面にて申請いただき、市から承認が出れば可能です。</p>